

## きんしんファームバンキングサービス（データ伝送）利用規定

### 第1条 サービス内容

1. データ伝送サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関するご契約先（以下、「お客さま」といいます。）と当金庫との間の契約は、当金庫所定の方法によるお客さまの申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。
2. 本サービスは、当金庫のコンピュータ等とお客さまが占有管理するパソコンを通信回線により接続のうえ、きんしんファームバンキングサービス（データ伝送）申込書（以下、「申込書」といいます。）により契約したデータを伝送する場合に利用できるものとします。
3. 本サービスにより取扱可能なデータ（以下、「伝送データ」といいます。）は、総合振込・給与振込・賞与振込の各種振込明細とします。
4. 本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。  
ただし、当金庫は、取扱時間を変更する場合があります。取扱時間は、取引により異なる場合があります。変更する場合には、お客さまに事前に通知または公表するものとします。

### 第2条 総合振込・給与振込・賞与振込の取扱

1. 当金庫は、申込書に記載の取扱店を取りまとめ店として、お客さまより次の振込事務の委託を受けるものとします。受付にあたって、お客さまは、当金庫所定の振込手数料および消費税（地方消費税を含む。以下同じ）を支払うものとします。  
総合振込                   ：お客さまの取引先に対して支払う資金の振込事務  
給与振込・賞与振込       ：お客さまの役員ならびに従業員（以下、「受給者」といいます。）に対する報酬・給与・賞与の振込事務
2. お客さまは、振込指定日として当金庫所定の金融機関営業日を指定することができます。
3. 振込を指定できる金融機関は、当金庫本支店または他金融機関の国内本支店とします。
4. 振込を指定できる預金口座（以下、「入金指定口座」といいます。）は、当金庫所定の預金種目とし、給与振込・賞与振込の場合は、受給者本人名義の口座でかつ当金庫所定の預金種目に限ります。
5. 当金庫に振込を依頼するに際しては、事前に入金指定口座の確認を行ってください。確認に際し、必要がある場合は当金庫が協力します。なお、給与振込・賞与振込の場合は、事前に当金庫所定の書面を提出してください。
6. 総合振込・給与振込・賞与振込の振込依頼は、当金庫所定の時限までにデータ伝送

で行ってください。

7. 依頼内容が確定した場合、当金庫は、振込依頼に従い、振込指定日に振込手続を行います。
8. 総合振込・給与振込・賞与振込の各資金（以下、「振込資金」といいます。）は、次の方法で取扱います。
  - (1) 振込資金と振込手数料および消費税は、振込指定日の2営業日前までに申込書に指定するお客さま名義の預金口座（以下、「支払指定口座」といいます。）に入金してください。
  - (2) 振込資金と振込手数料および消費税については、当座勘定規定、普通預金規定およびその他当金庫が定める規定等にかかわらず、当座小切手または通帳・払戻請求書の提出を受けることなしに、支払指定口座から自動的に引落しいたします。
9. 伝送データを正式データとして受領した以降、当金庫は、原則として受領したデータの変更または取消を行いません。
10. 当金庫は、振込受取人に対し、入金通知を行いません。
11. 振込先の金融機関から当金庫に対して振込内容の照会があった場合、当金庫は、依頼内容についてお客さまに照会することがあります。この場合は、当金庫に速やかに回答してください。当金庫の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。また、入金指定口座なし等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合、当金庫は、振込資金を当金庫所定の方法により支払指定口座に返却します。この場合、振込手数料および消費税は返却いたしません。

### 第3条 データ伝送時限

お客さまは、当金庫に対し、下記の時限までにデータ伝送を利用して伝送データの送信を完了するものとします。

総合振込                   : 振込指定日の前営業日の18時まで

給与振込・賞与振込: 振込指定日の2営業日前の13時まで

### 第4条 依頼内容の変更・取消・組戻し

1. 依頼内容の確定後、振込指定日を変更する場合に限り、当金庫所定の変更可能時限内であれば、お客さまは、当金庫所定の手続により依頼することで、依頼内容を変更することができるものとします。ただし、当金庫所定の変更可能時限または取消可能時限を過ぎた場合は、組戻し手続により取扱います。
2. 依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合は、支払指定口座がある当金庫本店の窓口において、次の組戻し手続により取扱います。受付にあたって、お客さまは、当金庫所定の組戻し手数料および消費税を支払うものとします。

- (1) 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に支払指定口座にかかる届出印により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。
  - (2) 当金庫は、組戻依頼書に従い、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
  - (3) 組戻しされた振込資金は、支払指定口座に返却します。この場合、振込手数料および消費税は返却いたしません。
3. 振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合は、お客さまと振込受取人との間で協議してください。

#### 第5条 反社会的勢力でないことの表明・確約

1. お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて金庫の信用を毀損し、または金庫の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

#### 第6条 手数料等

1. お客さまは、本サービスの利用期間中、当金庫所定の月額基本手数料（以下、「利用手数料」といいます。）および消費税を支払うものとします。

2. 当金庫は、利用手数料および消費税を第2条第8項と同様の方法により当金庫所定の日に自動的に引落しいたします。なお、当金庫は利用手数料を変更する場合があります。変更する場合には、お客さまに事前に通知または公表するものとします。
3. お客さまは、取引の内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとします。なお、提供するサービスの追加または変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合においても、前項と同様の方法により引落しいたします。

## 第7条 免責事項

1. 当金庫の責めによらない通信機器・回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等により取扱が遅延または不能となることがあっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
2. 送信された暗証番号と当金庫にあらかじめ届け出た暗証番号の一致を確認して取扱いましたうへは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
3. 本サービスに基づく委託事務の取扱について、当金庫の責めに帰することのできない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 第8条 届出事項の変更

1. 本サービスにかかる印章を失った場合または印章・氏名・住所・暗証番号・支払指定口座等その他の届出事項に変更があった場合は、当金庫所定の書面により取扱店に直ちに届け出てください。
2. 本条第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 第9条 解約

1. 本サービスは、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。なお、お客さまからの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。
2. お客さまが次のいずれかに該当した場合、当金庫は本サービスを解約することができます。この場合、お客さまへの通知の到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知をお客さまの届出住所にあてて発信した時に本サービスは解約されたものとします。そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
  - (1) 当金庫に支払うべき利用手数料の支払いが遅延した場合。
  - (2) 住所変更の届出を怠る等により当金庫においてお客さまの所在が不明となった場合。

- (3) 支払の停止または破産、民事再生の手続開始の申立てがあった場合。
- (4) 相続の開始があった場合。
- (5) 成年後見制度利用者となった場合。
- (6) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合。
- (7) 第5条第1項各号のいずれかに該当した場合、もしくは第5条第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、または第5条第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
- (8) 暗証番号等の不正使用があった場合、または本サービスを不正利用した場合。
- (9) 当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。

#### 第10条 規定等の準用

本利用規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、振込規定、当座勘定規定および当座勘定貸越約定書等により取扱います。

#### 第11条 規定の変更等

当金庫は、本利用規定の内容を任意に変更できるものとします。

変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

#### 第12条 契約期間

本サービスの当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特にお客さままたは当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

#### 第13条 機密保持

お客さまおよび当金庫は、法令等により開示する義務がある等の正当な事由がある場合を除き、本サービスによって知り得た相手方および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

#### 第14条 準拠法・合意管轄

本サービスの準拠法は、日本法とします。本サービスに基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合の管轄裁判所は、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専

属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第 15 条 譲渡・質入・貸与の禁止

本サービスに基づくお客さまの権利義務は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等を行うことができません。

#### 第 16 条 移管

1. 支払指定口座をお客さまの都合で移管する場合、本サービスは解約となりますので、移管後の口座で新たに本サービスを契約してください。
2. 支払指定口座が店舗の統廃合等当金庫の都合で移管された場合、原則として新しい当該口座保有店に移し替えとなります。ただし、お客さまに連絡のうえ、個別の対応をさせていただく場合があります。

#### 第 17 条 サービスの休止・停止・終了

当金庫は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合、本サービスの全部または一部を休止もしくは停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により通知または公表するものとします。この場合、契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

また、当金庫は、やむを得ない事由がある場合、本サービスの全部または一部を終了することがあります。その場合は、事前に当金庫所定の方法により通知または公表するものとします。

以上